

【編集規定】

1 立命館大学実践教育学会研究紀要『立命館実践教育研究』（以下、「本誌」と称す）の目的および位置付けは、以下の通りとする。

(1) 目的

立命館大学大学院教職研究科において教職教育に携わる組織や個々の教職員、大学院生の研究成果や実践報告を収集・蓄積・発信することにより、立命館大学における教職教育の充実とさらなる高度化に寄与すること、ならびに国内外の学校教育や教職教育の発展に寄与することをめざす。

(2) 位置付け

- ① 個々の組織や教職員が遂行した研究の成果や実践報告を発表する場として、学術研究誌と報告書の両方の役割を担う。
- ② 立命館大学大学院教職研究科の年報としての役割を担う。

2 本誌は、学校教育や教職教育に関係する論文および報告などを掲載し、年1回発行する。

本誌の発行主体は立命館大学実践教育学会とし、立命館大学実践教育学会に設置する『立命館実践教育研究』編集委員会（以下、「編集委員会」と称す）が編集の実務を担う。

3 編集委員会規約

(1) 編集委員会は総会の承認または会長の委嘱を受けた下記の委員により構成される。

- ① 役員委員 若干名
- ② 役員以外の委員 若干名

(2) 編集委員長は役員より選出される。

(3) 編集委員会は、原稿公募や掲載の可否を決定する権限および編集責任をもつ。

(4) 編集委員は立命館大学実践教育学会において選出し、総会の承認または会長の委嘱を受ける。編集委員長、および編集委員の任期は1年とする。なお、再任は妨げないが、連続する任期は3年とする。

4 本誌の掲載区分は、以下に定める通り、研究論文、実践報告、研究ノート、教育実践探究論文、図書紹介、立命館大学大学院教職研究科の成果や特色ある取り組みについての年次報告、その他、とする。なお、編集委員会が必要と認めた場合には「特集」等を組み、執筆を依頼することができる。

- ・ 研究論文：学校教育および教職教育に関する、独自の学術的価値をもつ研究、調査等。

- ・ 実践研究：学校教育および教職教育に関する優れた実践や事例についての研究、報告等。
 - ・ 研究ノート：学校教育および教職教育に関する研究、調査、報告等。
 - ・ 教育実践探究論文：教職研究科院生の優秀な教育実践探究論文。
 - ・ 図書紹介：学校教育および教職教育に関する著作に対する批評や紹介。
 - ・ 年次報告：立命館大学教職研究科での特色ある取り組みをまとめたもの。
 - ・ その他：編集委員会が認めたもの。
 - ・
- 5 提出された原稿の掲載の可否、掲載区分については、別途委嘱した査読委員の査読結果を参考にして、編集委員会が決定する。査読は、編集委員、あるいは、学内外の有識者に委嘱する。採用の場合でも、編集委員会は、内容の修正、分量の調整、区分の変更を執筆者に対して求める場合がある。
- 6 投稿者（筆頭執筆者）は、原則として立命館大学実践教育学会会員とする。ただし編集委員会が投稿を依頼した場合は、この限りではない。なお大学院生が執筆する場合は、必ず指導教員の指導・了承を得たうえで、投稿申請書を提出すること。原稿の執筆は別途定める投稿要領による。
- 7 論文、実践報告等の掲載文の著作権（電子版も含む）は本誌の発行主体である立命館大学実践教育学会と執筆者の両者に帰属するものとする。ただし、著作者自身が自己の著作物を他で利用する場合は、本学会の承認を必要としない。紀要の目次および掲載文等は、原則としてホームページ上で公開する。
- 8 編集規定の改廃は、立命館大学実践教育学会が行う。

附則 本編集規定は 2018 年 6月13日より施行する。

【投稿規定】

- 1 原稿は、教職教育および学校教育に関するもので、未発表のものに限る。(ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。)
- 2 原稿は、Microsoft Word で作成し、A4版、横書き、横22字×縦42行×2段(1頁1848字)、余白は上下左右ともに25mmに準ずること。文字サイズは10・5ポイントを基本とする(脚注・参考文献は9ポイント)。
- 3 原稿の枚数は、編集委員会において特に枚数を指定するもの以外、図表や脚注を含めて10枚以内とする。
- 4 最初の頁については、10行目までは1段(1行44字)とし、3行目から表題を記し、9行目に氏名を記した上で、本文は11行目から書きはじめること。
- 5 項目番号の表記は「1(アラビア数字)→(1)→1)→①」とする。
- 6 脚注は文末脚注で、本文中の該当箇所の右肩に上付きで1、2、3と記すこと。
- 7 採用原稿の執筆者校正は初校、再校までとする。校正時の大幅な修正は原則として認めない。また、編集委員会が必要と判断した場合は、編集委員会が原稿の体裁等の調整、あるいは内容の修正を執筆者に対して求めることがある。
- 8 投稿原稿等は返却しない。
- 9 図表等で特に費用を要する場合には、執筆者の負担とする。
- 10 原稿には、英文タイトルと英文氏名を付記すること。
- 11 原稿は毎年11月15日(当日消印有効)までに、Microsoft Word ファイルおよびPDFファイルで提出する。その際、原稿の掲載区分(「研究論文」・「実践研究」・「研究ノート」)を明記すること。
- 12 原稿には、氏名(ふりがな)、所属(職名その他を含む)、連絡先(郵便番号、住所、電話番号等)、その他を付記し、電子メールへ添付して提出するか、あるいは、CD-R等を用いて下記宛先へ送付もしくは持参すること。

宛先

604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1 立命館大学大学院教職研究科内

立命館大学実践教育学会

メールアドレス kyoken-g@st.ritsumeai.ac.jp

1 3 掲載文等は原則としてホームページ上で公開する。

1 4 原稿は、本学の研究倫理に則っていること

立命館大学研究倫理指針：

<https://www.ritsumei.ac.jp/research/file/common/ethics/mankind/id41364.pdf>

附則 本投稿規定は 2018 年 6月13日より施行する。

附則 本投稿規定は（2020 年 9月16日 項目 2 ならびに 1 1 一部改正）2021 年 9月16日より施行する。

附則 本投稿規定は（2021 年 6月24日 項目 1 1 ならびに 1 2 一部改正）2021 年 6月24日より施行する。